

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

## 1 日時

平成24年3月16日（金曜日）

午前10時1分開会、午後2時29分散会

（うち休憩 午前10時52分～午前10時53分、午前11時54分～午前11時55分、午前11時55分～午後1時1分、午後2時4分～午後2時5分、午後2時5分～午後2時8分、午後2時23分～午後2時24分、午後2時27分～午後2時28分）

## 2 場所

第3委員会室

## 3 出席委員

熊谷泉委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、軽石義則委員、福井せいじ委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

## 4 欠席委員

なし

## 5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、木村併任書記、村上併任書記

## 6 説明のために出席した者

### (1) 商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、飛鳥川商工企画室企画課長、猪久保雇用対策・労働室労働課長

### (2) 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、泉教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、高橋学校教育室学校企画課長、多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、

田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、  
阿部学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、  
漆原教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(3) 総務部

小原副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、紺野法務学事課総括課長、  
鈴木法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

受理番号第29号 原子力損害の賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の中の「観光業の風評被害」の対象地域として、岩手県を追加明記することについての請願

受理番号第33号 平成24年度最低賃金引き上げに関する請願

受理番号第34号 被災事業所の事業再建及び被災者の再就職促進支援策の強化を求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第53号 博物館条例等の一部を改正する条例

議案第60号 岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(3) 総務部関係審査

(議案)

議案第52号 認定こども園の認定の基準を求める条例の一部を改正する条例

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第29号原子力損害の賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の中の「観光業の風評被害」の対象地域として、岩手県を追加明記することについての請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○戸館観光課総括課長 原子力損害の賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の中の「観光業の風評被害」の対象地域として、岩手県を追加明記することについての請願につきまして、中間指針に明記された内容及び県内の風評被害による損害の現状について御説明申し上げます。

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害に対する賠償については、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会から、被害者と東京電力との間で損害賠償に関し円滑な話し合いと合意形成が図られるよう、平成23年8月5日に原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針が示されたところであります。この中間指針では、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目や範囲等を示したものとされており、中間指針で対象とされなかったものにつきましても、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害と認められれば賠償の対象になり得るとされています。

観光業の風評被害につきましては、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の4県に営業の拠点がある観光業について、原則として本件事故との相当因果関係が認められると明記されているほか、外国人観光客に関しましては、国内に営業拠点がある観光業について、平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約により発生した減収分が本件事故との相当因果関係が認められると明記されております。

一方、県内の観光業の原子力発電所事故に起因する風評被害による損害の状況につきましては、観光関係団体、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合、岩手県観光協会でありますが、会員を対象に行ったアンケート調査の結果、平成23年12月末現在、観光業全体で15億4,500万円の損害額が報告されております。

東京電力に対する損害賠償請求は、基本的に個別の事業者、または事業者の団体などの直接の被害者が行うものとされておりまして、既に請求を行った事業者もあると聞いておりますけれども、県といたしましては事業者等による損害賠償請求は円滑に行われるよう、また東京電力による賠償が迅速に行われるよう、去る1月に東京電力担当者を招聘し、説明会を開催しております。今後におきましても、相談窓口の紹介や請求書類の記載に係る助言など必要な支援を行ってまいります。

また、先般、文部科学省に対しまして、中間指針の中の観光業の風評被害として、原子力発電所事故との相当因果関係が認められる地域として本県を明記すること、また賠償の対象となる損害の範囲を広く認めることを原子力損害賠償紛争審査会に働きかけるよう要望するとともに、東京電力に対し、観光業の風評被害による損害について本県を賠償の対象地域として認めるよう要請を行ったところでございます。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木博委員 この請願については、ぜひとも採択をお願いしたいというふうに考えます。もともとこの中間指針に福島を除いた東北が入らなかったこと自体がおかしかったと思っているのです。今回東北の議長会でも、このことについて既に要望もしておりますし、足並みをそろえて、当然相当因果関係の範囲内にあると思っておりますので、ぜひとも御

賛同いただきたいというふうに考えているところです。以上です。

○**斉藤信委員** 今回の説明で、県の組合、観光協会のアンケート調査では15億4,500万円の損害があったと。そして、事業者は既に請求した分もあると。これは組合とか協会として、15億4,500万円の損害請求をしているということではないのですか。現時点で請求している事業者数、請求済額というのはわかりますか。

○**戸館観光課総括課長** 個別にどういった事業者が請求しているかというところは承知しておりませんが、アンケート調査に、それぞれみずからのところがこれだけの損害があるといったものを取りまとめたものが15億何がしということでありまして、そのうち幾らが請求済み、幾らが未請求というのは、私どもでは承知しておりません。

○**斉藤信委員** どんどん請求しないと、具体的に検討しないのだと思うのです。請求されて初めてそれにどう対応するか。大体東京電力なんかは、シイタケでも最初に請求して、これは対象にしないと。やっときのうの審査の最中にきっちりした、補償の対象にすると、やっ行ったという状況で、これは組合なり協会が全面的に請求して、全面賠償を求めると。私は、一つは当事者としてそういうことをやるべきではないかと。個々でやるよりは、組合、協会としてまとめて請求したほうがいいわけだから、そういうことを早くやるべきだし、農業被害だって、今までの請求分も12月2日ですよ、第1次に支払われたのは、19億2,000万円かな。そして、その後の分については、4月末だというのですよ。いわば、まともに請求していても、請求額が3カ月以上もおくれる状況に今なっているから。県もそういう請求については支援して、早く請求しないと賠償が来ないということですから。文部科学省、東京電力の対応を変えていくというのは並行してやっていく必要があるのではないかと思います、そこだけ聞いておきます。

○**戸館観光課総括課長** 私も、旅館ホテル衛生同業組合とこの件に関して何度か打ち合わせの場を持っておりますが、聞くところでは旅館ホテル衛生同業組合の東北ブロックで足並みをそろえて東京電力に請求をしたいということを考えておるようでありまして、私どもとしては指針の対象地域に岩手県を加えるという要請を行う一方で、早期に賠償請求の実務に入ったほうが解決が図られるのではないかとということで、その辺は助言をいたしておるところでございます。

○**熊谷泉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 採択との御意見があります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求める項目がありますので、今

定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので事務局に配付させていただきます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただいたと思いますが、これについて御意見はありませんか。

○斉藤信委員 請願より充実した内容であれなのですが、せっかくですからこの機会に聞いておきたいのは、ここの意見書案には修学旅行の団体客のキャンセルが相次いだということと、観光地で観光客が減少と。観光課で把握している修学旅行のキャンセルの実態、あとは観光客の減少の実態を教えていただければ。

○戸館観光課総括課長 まず、修学旅行でありますけれども、平成 23 年 1 月から 9 月までの入り込み状況でありますけれども、学校数が延べ 2,138 校、児童生徒数が 10 万 9,975 人回ということになりまして、学校数は前年に比べて 44 校、2%の減少、児童生徒数は 5 万 7,000 人回余、34%減少しております。特に震災後の 4 月から 6 月まで、修学旅行の入込みが最も多い時期でありますけれども、この時期の落ち込みが非常に大きくなっておりまして、一方、7 月から 9 月までの入り込みは学校数で 778 校、142%の増加、児童生徒数は 2 万 1,485 人回で 58.9%の増加、秋の時期に修学旅行の実施時期が変更されたり、あるいは宮城県の小学校からの入り込みが大幅にふえるなどいたしまして、全体としては先ほど申し上げたような形の減少と、4 月から 9 月までは減少ということになってございます。

それから、観光客全般に落ち込みは大きかったわけですが、特に外国人の観光客の落ち込みが大きくなっておりまして、御紹介申し上げますと、平成 23 年の 4 月から 12 月までの外国人宿泊者数ですが、これは国の宿泊旅行統計でありますので、1 万 3,392 人泊ということで、前年同期が 6 万 5,920 人泊でありますので、約 20%にとどまっている状況でございます。

○熊谷委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

次に、受理番号第 33 号平成 24 年度最低賃金引き上げに関する請願を議題といたします。本請願について当局の参考説明を求めます。

○猪久保労働課長 受理番号第 33 号の平成 24 年度最低賃金引き上げに関する請願に関して御説明申し上げます。

地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局長が最低賃金法に基づき、生活保護に係る施策との整合性に配慮しながら、地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされております。

また、最低賃金審議会は、最低賃金の決定等の調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとされております。中央最低賃金審議会が引き上げ目安額を示す場合は、都道府県の経済実体に応じ、全都道府県を A B C D の 4 ランクに分け、それぞれの引き上げ額の目安を提示しております。本県は D ランクに位置し、平成 23 年度改定の引き上げの目安額は 1 円、東京都、神奈川県等の A ランクは 4 円と示されました。

現在施行されている本県の地域別最低賃金は、時間額で 645 円、全国平均では 737 円、最高額は東京都の 837 円となっております。最低賃金の表示単位は、就業形態の多様化やわかりやすさなどの観点から、平成 20 年 7 月から時間額表示に統一されております。

最低賃金審議会については、公益委員、労働者委員、使用者委員の各同数で構成されており、労使委員の任命に当たっては、労働組合または使用者団体に対し候補者の推薦を求め、推薦があった候補者のうちから任命するものとされております。なお、審議会等を開催するに当たって、公開することにより率直な意見交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開としていると同っております。

最低賃金の引き上げ目標については、雇用戦略対話での政労使の合意を得て、平成 22 年 6 月に閣議決定された新成長戦略において、2020 年までに全国最低 800 円、全国平均 1,000 円とされたところです。最低賃金の引き上げのための中小企業支援については、平成 22 年 1 月に厚生労働省と経済産業省の副大臣をトップとする中小企業支援等の最低賃金引き上げ対策検討チームが設置され、最低賃金引き上げに当たっての中小企業支援策のあり方等について検討が行われており、厚生労働省と経済産業省が連携して、最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設や、業務改善助成金の支給による支援を実施しております。

また、県としては、産業振興に向けた取り組みを強化し、県民所得の向上を図り、最低賃金の引き上げにも反映されるよう努めていきたいと考えております。

以上で、平成 24 年度最低賃金引き上げに関する請願についての説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありますか。

○斉藤信委員 日本の経済の最大の問題はデフレで、デフレの最大の要因が労働者の賃金がこの 10 年以上、下がり続けていると。これは、先進資本主義国では日本だけなのです、賃金下がっているのは。私は、労働者の暮らしにとっても、日本経済の打開にとっても、この労働者の賃金、国民の懐を温めて内需を拡大し、経済を、今のデフレを打開すると。私は、その一つの大事な土台となるのが最低賃金の引き上げだと思えます。この請願書に

もあるように、平成 22 年の政労使合意で、できる限り早期に 800 円を確保すると、そして 2020 年までに 1,000 円を目指すと、こういう雇用戦略を決めたわけですから、この合意をしっかりと守って進めるのがまさに国の責任だと思います。ですから、ぜひこの請願を採択していただきたい。

それで、日本の最低賃金が資本主義国の中でも異常だと、そういう状況を県は把握しているでしょうか。先進国の最低賃金がどうなっているか、わかりますか。

○猪久保労働課長 主要先進国の最低賃金につきましてですが、これは 2007 年のデータということでございますけれども、イギリスの場合は時間給で 1,115 円、フランスですが 1,321 円、ニュージーランド 911 円といったところでございます。なお、2008 年 3 月の為替レートによる日本円換算額ということでございます。

○阿部雇用対策・労働室長 ただいま申し上げた数字でございますが、例えばアメリカの場合ですと、時間給で 590 円という数字もございます。国によって金額はまちまちであるということでもあります。平成 19 年度と同じ時期の岩手県の最低賃金は、619 円というような数字もございます。

○斉藤信委員 大体わかりましたが、今為替レートだと言ったのですけれども、正確な比較は、本当は購買力平価で比較するのが実態に一番合っているのです。大体余り違わないのでいいと思いますが、購買力平価で比較すると、フランスは 1,245 円、オランダは 1,208 円、イギリスは 1,138 円で、大体先ほどと同じですね。アメリカは購買力平価で見ると 949 円なのです。このとき日本は全国平均 713 円。だから、諸外国と比べても、日本の経済力から見ても、最低賃金がこんなに落ちていることが日本経済の最大の問題だというのが本当にこれ一致することだというふうに思います。

そして、日本の最低賃金がなぜ低いかというと、非正規労働者が多いからです。非正規労働者が 38%、年収 200 万円以下というのがワーキングプア、これが 1,000 万人を超えているわけです。だから、正規労働者を基準にするのではなく、非正規労働者に対してもきちっと最低賃金が保障される。本当は地域別ではなく全国的な最低賃金制度が、私はそういう意味で必要なのだと思うのです。

そういう意味で、政労使の合意を踏まえて、着実に労働者の賃上げを図っていくと。この請願はぜひとも採択していただきたいし、先ほど説明の中で審議非公開もあり得るといいう話がありましたけれども、労働者の最低賃金を議論するのに非公開にする理由は全くないないと思いますよ。そういう意味でも、労働者の生活にかかわる大事な問題について、何か企業秘密が問われることないのだから、個々の企業の問題が議論されるわけではないので、私はこうした審議の公開、そして審議委員の公正な選出というのは当然の課題になってくるのだというふうに思いますので、ぜひ採択方お願いしたい。

○軽石義則委員 中身について詳しく説明をいただきたいと思います。戦略対話の中で確認された事項をもう一度正確にお伝え願いたいと思います。また、最低賃金には産業別最低賃金というもの、今、日本の中ではありまして、地域別最賃と産業別最賃の考え方がど

のように整理されているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

あと、審議会専門部会の非正規労働者の意見陳述をする機会はあるというふうに聞いているわけですが、実態はどうか、調査をされているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○猪久保労働課長 戦略対話での合意につきましてですが、平成 22 年 6 月のものがございますけれども、先ほども申しましたが、2020 年までの目標設定について、できる限り早期に全国最低 800 円を確保いたしまして、それとともに景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指すこと。目標は、2020 年度までの平均で名目 3%、実質 2%を上回る成長が前提と聞いてございます。

地域別の賃金と全国の賃金の設定の点でございますけれども、地域別を設定したということは経済状況の実態、地域に合わせまして、全国を A から D までの 4 区分でということでございます。

それから、口頭陳述等の意見の件でございますけれども、それにつきましては、調査審議の過程におきまして、公示によりまして労使の関係者等からの意見の提出ができるということが一つございますし、審議会の委員の紹介によりまして意見書を提出できるというふうな二つの方法があると伺ってございます。

○軽石義則委員 産業別最低賃金の考え方はなかったような気がしますが。

○阿部雇用対策・労働室長 地域別最低賃金につきましては、地域の最低賃金のレベルを基準としたものですけれども、産業によって、例えば鉄鋼、電子デバイス、光学機器、それから各種商品小売、自動車小売というふうに岩手県の特定の産業について設定されておりますけれども、地域別の最低賃金では、産業の賃金ベースに依存はないといえますか、基準が高いところについては、産業ごとに基準額を定めて適用しているというものでございます。

○軽石義則委員 今現行ある地域別最賃、産業別最低賃金制度というのは、それぞれの産業構造なり、そこに働く就労者の賃金実態が反映されているものというふうに言われております。岩手の場合は、記述にもありますとおり、地域別最低賃金が明示されていますけれども、産業別最低賃金の水準はどのようになっているのでしょうか。

○阿部雇用対策・労働室長 産業別最賃、先ほど申し上げました鉄鋼・金属製品では時間額で 720 円、電子部品・デバイスでは 703 円、光学機械器具・レンズでは 709 円、各種商品小売業で 711 円、自動車小売で 729 円ということで、これにつきまして手元に全国の同業種の平均値と比べたものを持ち合わせておりませんので比較はできませんが、全国の最低賃金の額と比べますと、東京で全国地域別最低賃金が 821 円、全国では 730 円ということになってございます。これは単純な比較はできないわけでございますけれども。

○軽石義則委員 ありがとうございます。そのように地域別最賃と産業別最賃に差があるということは、そこに実態が反映されているところもあると思います。

加えて、もう一点質問しますが、岩手県の最低賃金の水準と、支払われている県内の実



態というのがあるはずですが、その金額をどのように把握をされているのか質問いたします。

○阿部雇用対策・労働室長 厚生労働省の毎月勤労統計調査によりますと、岩手県で決まって支給する給与というのが、平成 22 年の決まって支給する給与、岩手県が 22 万 9,296 円となっております。同じ調査で全国では 26 万 3,245 円ということで、この格差が 87.1 ということでございます。最低賃金を労働時間数で計算して比較しますと、631 円を 8 時間労働の 22 日で計算いたしまして、平成 21 年の数字ですが、9 万 3,985 円という金額であります。

○軽石義則委員 現行は最低賃金を上回った実態があるということによろしいのでしょうか。

〔斉藤信委員「当たり前でしょう、最低賃金やったら違法になってしまう」と呼ぶ〕

○阿部雇用対策・労働室長 統計調査によりますと、実際に支払われている額ということで数字が出ております。

○軽石義則委員 県内でも、実際に監督署等から指導を受けているところもある実態もあるわけでございますのでお聞きをしましたけれども、そのとおり、やはり常に近づけようという努力は、それぞれの立場でされていると思います。であるとすれば、早期に 1,000 円にするための企業支援を具体的に、もし国で今やっているものと、県ですとすれば、さらにどのような支援をすれば 1,000 円にできるかということは試算をしているのでしょうか。

○阿部雇用対策・労働室長 どの程度まで持っていくかという試算を私どもではいたしかねますが、国の支援につきましては、全国的な支援策として持っているのが、ワンストップで無料の相談支援体制を整備するという施策がございます。それから、二つ目として、業種別の支援といたしまして、最低賃金引き上げの影響が大きい業種への賃金底上げのための取り組み支援ということで、業種団体別に接客研修や共同購入など、いわゆる事業上の合理化とか、そういったコスト削減等の取り組みによって賃金額を引き上げる、いわゆる力をつけていただくという施策がございます。それから、三つ目の地域別の支援策として、最低賃金の大幅な引き上げが必要な地域の賃金水準の底上げを支援ということで、業務改善助成金という、就業規則の作成ですとか、労働能率の増進に資する設備機器の導入、研修などの経費の助成制度というものがあります。

○軽石義則委員 最後になります。委員の選任候補について、公労使 3 者で構成されているわけでございます。労働側だけがバランスを欠いて、公側、使側がバランスはとれているという状況なのでしょうか。

○阿部雇用対策・労働室長 委員の選任、構成につきましては、国の専決事項なので、私どものほうでその議論については承知いたしておりません。

○軽石義則委員 そうということで、多分公正に今も選考されているものというふうに私も考えているところでありますので、そういう意味では一方の側の委員の部分だけをお願い

するという事については、なかなか受け入れられないのではないかという考えもございます。やはりバランスをとるという意味では、最低賃金審議会は合意主義でございますので、多数決で決める部分ではないということにすれば、バランスをよくとった上で構成されるべきものに、一方側の意見だけをつけるということはいかがかというふうに思います。終わります。

○渡辺幸貫委員 趣旨というか、気持ちは、本当にワーキングプアと言われる中で上げようという気持ちは私も賛成なのでありますが、ただ具体的な中で岩手県が1,000円ということを目指すという時期に今あるのであろうかということについては疑問に思っているのです。この間、某銀行が国に資本注入を求めると、つまりなかなか、選択的にお金を貸すというふうなことになるを得ないというふうな感じの中で、沿岸などは、だれが経営者で、だれが下で働くのかわからんようなその中で、みんなで、きずなで、何とかワカメを出そうとか、何か出そうとかという、本当に肩を寄せ合うような気持ちで起業していこうという風潮だろうと思うのです。そういう風潮の中で、いや、絶対1,000円でなければならんよとか何とかという、せつかく核になって、もう一回もとに戻ろうと中心になっている、その幼い幹を折るような気がしてならないのです。ですから、時期ということについて、県のほうもどういうふうに沿岸の実態というのですか、その辺を把握していらっしゃる、どういう感じをお持ちになっているのかお尋ねしたいと思います。

○阿部雇用対策・労働室長 賃金の支払いにつきましては、企業の業績と申しますか、企業活動の成績の結果だとは思いますが。被災地、内陸を問わず、厳しい環境の中で企業が事業活動の結果、出てくるものだと思います。被災地において、特にこういった事情で最低賃金額あるいは賃金額がきちんと支払っているかどうかということにつきましては、私も直接的な資料は持ち合わせておりません。

○小泉光男委員 私もこの請願陳情に署名をしたわけでありまして、今斉藤委員、軽石委員の労働者側の立場に立っては全くそのとおりでございます。実は、きのう電話をしたら、間違えて女性の二戸市でコイルを巻いているところに電話が入って、聞いてみたところ、朝8時15分から午後5時半までコイルを巻いていても十六、七万円にしかならないのだと。目も疲れて、肩も凝って、本当は息子を名古屋から呼びたいのだけれども、とても生活ができない。恐らく実態だろうと。その会社は上場企業でありますので、かなりもう、余りそういう言葉を使いたくないのですけれども、資本者による労働者の搾取というのはこういうことになるのかなという思いで、特に二戸の場合は、女性型企業が多いですから、コイルだとか、縫製だとか、ブローラーだとかというところでやっているわけですね。そういった意味では1,000円にしてほしいのですが、ただそれだと一方的な見方になると思っていて、今は企業も実は苦しんでいるのです。下に中小企業の支援対策とありますけれども、中小企業だけではなくて、皆さん御案内のとおり、今パナソニックやソニーでさえもテレビ事業はもう立ち行かないのです。LSIなどもほとんど壊滅で、大赤字です。そういった意味では、そういう側面も見えてやらないといけないかなというふうな思い

があるわけでございます。ですから、本当であれば企業の労働生産性や国際間の競争力などを十分に配慮しつつ、最低賃金を上げていく方向に取り組むというような表現が本当はいいだろうと私は思っています。

あと、何も民間の企業だけではないのですよね。岩手県が4月から指定管理者制度で出している指定管理料で働く一般職員も非常に薄給です。私も指定管理者制度で上に立っていましたけれども、こんなものでやれ、それもサービスをよくしろというのを、市町村でやっていたよりも民間だからできるという部分でどんどん削られてきていますので、中小企業だけではない。いずれにしましても、とりとめなくなりますが、これはこれでいいのですけれども、一方的な見方にならないで、本来であれば、そういう全体の企業とか経済が成長性を見込めるような中であって、これが必要だというふうにしてほしかったなという意見を申し上げたいと思います。

○**齊藤信委員** 議論にかみ合わせて改めて発言しますが、岩手県の645円という最低賃金がどういうレベルかということです。先ほど室長からも、これを月給換算すれば、9万3,900円余だと。9万3,900円余では生活できませんよ。県内の女性のパートの時間当たりの所定内賃金は、それでも851円です。女性のパートの賃金が851円なのです。だから、645円だったら採用できないのです。今被災地でどういうことが起きているかということ、賃金が低過ぎて、求職者さえそれでは生活できないとなっている。だから、一つは、全国最低で1カ月働いても9万3,900円にしかならないこの賃金水準を変えなかったら生活できないと。ちなみに、18歳単身の生活保護で算定した最低賃金は時給で1,051円です。いわば、生活保護基準より低いわけですよ。これが異常で、それで請願の趣旨の大事なことは、平成22年の政労使合意を踏まえて早く改善してほしいということなのです。労働者の立場に立ってではなく、政労使で合意した、この合意を早く実現してほしいということですから、ぜひそういうことでこれは岩手から上げていただきたい。

あと、軽石委員が審議会の労働者委員の構成問題を指摘されましたが、これは実態は連合系だけになっていると思いますよ。岩手県の労働委員会もそうなのです。それが公正かといえば、率直に言って公正と言えない。これは労働組合の構成から見て、戦後ずっと労働組合の構成団体の比率に応じて決めてきたのです。ですから、私はそういう意味で、この実態が違っているというのだったら指摘してほしいけれども、そういうことを県内の労働者、労働組合の構成団体の比率に応じた選出にしてほしいというのは、余りにも当然のことではないのかということで、ぜひ採択をしていただきたい。

○**熊谷泉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

〔「討論とかはもうないのですか」「もう少し議論がほしいな。2人ぐらい」と呼ぶ

者あり]

○熊谷泉委員長 討論があれば、よろしいです。

○渡辺幸貫委員 先ほども言いましたけれども、斉藤委員がおっしゃるように、何とか上げてやりたいというのは、趣旨は異議ありませんが、内容的に1,000円を明示しながら、そして全国一律である、そしてまた中小企業の支援対策も講じろというのは立派に書いてありますけれども、岩手県の実情はさっき申し上げたとおり、統計にもない中で芽生えつつあるものを何とかそれならそれでも頑張っていただけないかなというふうな気持ちも私はあるのです。一方、私なんかは農業をやっていますので、これが上がっていきますと、リンゴでも人数を擁しながらやっとの思いでやっているところが、収穫作業から、いろんなことから、なえていきます。農産物なんかはどんどん下がっていますから。ですから、全国一律のこの1,000円で、おのおのに支援策といってもなかなか、さっき言ったとおり銀行すら資本注入を頼むなんていうことでありますので、ちょっと時期が尚早なのかなというふうな思いもあります。ですから、復興岩手の今は、ちょっと見送るべきかなという意見であります。

○福井せいじ委員 私も、これはもちろん1,000円というものを目指すのは非常によいことだと思えます。そして、中小企業の経営者も、もちろん従業員の賃金をふやしたいと、そういう思いで日々経営しているものだと思います。しかしながら、まず地域別の賃金差、例えばタクシーの初乗り料金を東京と盛岡を比較した場合も、盛岡は580円、東京であれば710円以上になっております。そのように一般の物価でも差がある。そういうことから、やはり賃金の差もしかるべきものに今は落ちついているのかなと思っております。何よりも、最低賃金を引き上げるという考え方よりも、正規雇用をいかにふやしていくか、そしてまた中小企業の業績をいかに上げていくか、このような支援策をとりながら、経営者と一緒になって、労使協調して賃金を上げていく、そういった方向性を持っていくことがふさわしいのではないかと思います。ぜひともそういった意味では、今は渡辺委員の言うとおり、時期尚早かなということを私からも申し添えておきます。以上です。

○斉藤信委員 この請願の趣旨はあくまで平成22年の政労使の合意を踏まえて早期に実現をし、政権が約束したことですよ、これ。政権が約束したことについて、民主党が反対したらとんでもないことになると思いますよ。あなた方が約束したことを、いや、今すぐと言っているのではないのです、踏まえて早く実現してほしいと、こういう請願ですよ。

もう一つは、中小企業対策はもちろん、これは特別にとらなければだめですよ。しかし、645円という最低賃金があるから非正規雇用がなくなるのです。これを上げてこそ、正規雇用への転換がかり取れるのです。実際に645円では生活できないし、まともな採用はできないのです。ワーキングプアをつくるしかないのです。だから、実態としても、女性のパートよりも低いことになっているわけですから、私は悪徳業者ぐらいしかこの最低賃金でやらないと思いますよ、実際には。

それで、何が問題かということ、日本の場合には二極分化しているのです。いわば資本金

の大きい大企業は、この10年間、経常利益をずっとふやしてきた。大体20兆円ぐらい経常利益をふやしていますよ。内部留保は260兆円です、10年間でふやしているのは。だから、大企業はこの10年間利益を上げ、内部留保をふやした。中小企業、労働者は賃金が下がって、赤字がふえた。この日本経済の二極分化が問題なのです。私たちは、260兆円の内部留保を中小企業に還元しなさい、労働者に還元しなさい、内需を拡大して、労働者の暮らしを守り、そして経済を打開すると。大筋そういう方向で日本経済のゆがみを打開するというを私たちは提起しているわけで、その一つのポイントが最低賃金、これを改善していくということなので、政労使合意の実行に民主党も責任を持ってもらいたい。

○熊谷泉委員長 もう一度、お諮りします。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○小泉光男委員 委員長、ちょっと休憩。

○熊谷委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開します。

○渡辺幸貫委員 先ほど私の意見を申し上げました。そして、その結果どうするというをはっきり言いませんでしたが、継続をしたらいかがかというのが真意でございます。時期尚早までは言いましたけれども。

○熊谷泉委員長 御意見が出ましたので、本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第34号被災事業所の事業再建及び被災者の再就職促進支援策の強化を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 それでは、受理番号第34号被災事業所者の事業再建及び被災者の再就職促進支援策の強化を求める請願に関して御説明を申し上げます。

まず、理由の1の部分でございますが、これは事業復興型雇用創出助成金に関するものでございます。その中の助成金の対象者を被災日に遡及して適用するということに関してでございますが、現行の制度上につきましては、国のほうへ照会したところ、現行制度では平成23年11月21日以降、雇い入れをした方を対象とするという趣旨につきましては、これは国の第3次補正によって成立した事業でございまして、この予算成立以後、雇い入れをした方を助成対象にするという趣旨でございまして、したがって、そのような制度になっているということでございます。

これにつきましては、県のほうでも、既に発災以降、早期に復旧、復興して雇い入れを

している企業も多数おられるという現状にかんがみまして、昨年 11 月、12 月に副知事及び知事による要望活動も行っているところでございます。今後におきましても、要望について継続して行うというような考えでございます。

それから次に、すべての再雇用者を助成対象にするということについてでございますが、現行の制度では再雇用者を 8 割以内とすることとされてございます。この制度の趣旨につきましては、国によりますと、いわゆる新卒者及び他の会社に前勤めていた方で、再雇用の見込みがない方等の新規の雇用者をふやすために、全体の 2 割程度をそういった再雇用者以外の方でもって対象とするというようなこととしたいという趣旨であるということでございました。これにつきましては、いわゆる 8 割の要件について、万が一、8 割以上に再雇用者の方がふえた場合について、1 カ月以内に補充しないと支給ができなくなってしまうというような厳格な制度の運用がされているところでございますが、そういった要件の緩和につきましても同様に申し入れをしているところでございます。

それから、2 番目、再就職手当についてでございます。資料については 2 ページ以降でございます。これはハローワークのほうの助成金でございまして、雇用保険を受給されている方が受給期間満了前に早期に再就職を促進するという趣旨で、受給期間の残日数に応じて一時金を支払うというような制度となっております。

この対象者について、資料の 3 ページ目の最初の四角の③の部分となりますけれども、支給要件につきまして、離職した前の事業所に再び就職した者でないことと、いわゆる再雇用者が対象になっていないというような制度となっております。これにつきましても、厚生労働省のほうに確認いたしたところ、雇用保険法の省令によりまして規定されているものでございまして、かつて類似の制度が実はございまして、その際、短期間に就職を繰り返したり、解雇を繰り返すというようなことがあったように聞いておりまして、そういった意味ではそういった制度の乱用を防止するという趣旨で、現行はそういった制度になっているというように聞いているところでございます。一方で、被災地におきましては、再雇用者が実態としては多いというような状況もあると聞いておりますので、我々としても現場の実情をお聞きしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 数点お聞きしたいのですけれども、平成 23 年 11 月 21 日以降ではなく、被災日にさかのぼって適用した場合の対象となる企業数というのが、わかれば教えていただきたいのですけれども。

それから、2 番について、再就職手当についてですけれども、先ほど津軽石課長からお話があったようなことで、今回悪用の防止策等は考えられているのかどうか。その 2 点についてお聞きしたいと思います。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず最初の、もし仮に 3 月 11 日までさかのぼった場合の対象者ということでございます。企業数についてはちょっと定かではございませんけれども、私どものほうで実は 2 月に、この助成金の説明会の際に、会場にいらっしゃった

企業にアンケート調査をいたしました。回答のあった 66 社について申し上げますと、3 月 11 日から 11 月 20 日までに既に雇用された方というのは 356 人、これはグループ補助の対象企業でございますので、グループ補助の交付決定を受けている会社は約 300 社でございますので、単純に推計いたしますとグループ補助対象企業だけで 1,500 人程度になるのではないかと推計しているところでございます。

それから、2 番目の再就職手当の不正受給の防止策ということでございますが、現行制度上は再雇用の方につきましては、ハローワークでもって経歴等をチェックして、不正受給がないようにチェックしているというように聞いてございます。

○福井せいじ委員 2 番目のほうですけれども、やはり悪用される可能性はあるという、危険性はあるわけですね。雇用者側から考えても、何度も解雇してはまた再雇用する、解雇してはまた再雇用するという、そういう意味では、非常に危険なことをはらんでいるなど私は考えているのですけれども、これについて、もしこういった制度が採用された場合、県としては何らかの形でそういった対策というのを考えるつもりはあるのでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 基本的には国の助成金でございますけれども、我々もいたしましても、例えば振興局等に就業支援員という職員がございまして、企業に回っていろいろな助成金等の周知をしているところでございます。そういった場において、適正利用を呼びかけるということはやっていかなければいけないかなと思っております。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。被災者にとっては非常にありがたい制度だと思います。しかし、言い方は悪いのですけれども、悪用される可能性を残しながらこういった制度を導入するというのは、非常にモラルを低下させることにもつながりかねないと思います。ですので、もしこういった制度が採用された場合、企業に対してそういったことがないように、本来の復興に向けて全力で取り組む、そのための制度だということぜひ周知徹底していただきたいと思っております。済みません、これは意見であります。

○斉藤信委員 一つは、事業復興型の事業ですけれども、225 万円を再雇用した場合に支給すると。これは本当に雇用確保にとって、企業にとっても、かつてない事業だと私は思っているのです。それが、3 次補正がおくれたために、11 月 20 日以前は対象にならないと、これ国の責任なのですね。逆に言えば、11 月 20 日までに再建した企業ほど一番苦勞しているわけです、早く再建した企業というのは。私はそういう意味でいけば、11 月 21 日で線引きするということは、あくまで国の都合であって、やっぱり被災地の事業者、そして労働者からしたら、いち早く再建した企業こそ対象にしてほしい、これは当然のことだと思うのです。県もそういう形で要望しているのです、ぜひそういう方向で改善をいただきたい。県の事業、例えば修繕費補助だとか、いろんなものは全部さかのぼってやっているわけですよ。だから、それは国の姿勢が変われば私は可能だと思うし。

二つ目の再就職手当なのですけれども、これも被災地の切実な要望なのです。いわば、震災失業の特性なのです。結局、事業主都合で解雇しているのではないのです。震災の被害を受けて事業ができない、そのためにやむなく解雇しているわけです。しかし、雇用対

策・労働室のハローワークでのアンケートでも89%が地元で働きたいと、前の会社で働きたいと思っているわけです。そういう前の会社が再建して、そこに再雇用された場合に、そのときには対象にならないというのは、全くのミスマッチ。だから、今回の震災における失業、解雇という特性にかんがみれば、この要件を緩和することが事業者の再建を手助けする。そして、失業手当が出ているうちは、それでずっと続くというのは、再就職手当が対象になったら、早く就職をして、幾ばくかの再就職手当をもらって早く就職に結びつく。私はそういう意味でぜひ要件緩和も、今度の震災失業という特性にかんがみて実現をしてもらいたい。自民党にもそこよく理解をしていただきたい。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただいたと思いますが、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 第4次のグループ補助、来年度予算に150億円と県で予算化しています。



第3次補正まで来たのですけれども、第3次が12月末決定でした。それからもう3カ月が経過して、この第4次、これは国の方針があるわけけれども、国の方針が第4次で大きく変わることはないでしょうから、今から準備して、新年度と同時にスタートして取り組めるような対策を講じるべきではないかと。そして、予算特別委員会の議論などでは、申請の事業者、額の7割程度が今まで対象になっていると。ただ、宮古なんかでは、今度は商店街のグループで新たに申請をしたいと。恐らく申請がさらに広がる可能性もあります。ですから、必要な事業費の確保、補正予算の増額なども含めて、ぜひ対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 まず、公募の開始でございますが、まだ国のほうから日程等が示されておりませんので、新年度に入ってからとなると思いますが、決まりましたら、早く事業者の皆さんにお伝えするようにしたいと思います。それから、必要額の確保ということでございますけれども、これについては国に対して要望してまいります。

○斉藤信委員 宮古なんかはそういう形で着々準備をしてやっていますので、国待ちにならないで、ぜひやるようにしていただきたい。

二つ目は、仮設店舗、工場の問題で、最新の到達状況、エントリー数を含めて教えていただきたい。それから、高田一郎議員も取り上げたのですけれども、一応2年間ということになっているので、仮設店舗は恐らく2年間で新たな用地に、市街地に商店、また本格的に再建するのは、今度の津波を見たらまず無理なのだと思うのですよ。だから、阪神・淡路大震災のときには、兵庫県や神戸市が支援して4年間使用できたという話ですけれども、その後の例えば中越だとか能登だとか、そういうところでの仮設店舗の経験あると思うのですが、これが2年間で中断しないで継続される、そして本格的な商店街の再建に移行できる手だてを今からしっかり準備する必要があると思いますが、全国の状況を含めて、これもお知らせください。

○松川経営支援課総括課長 仮設店舗、工場の関係ですが、先月の28日現在の数字しか手元にございませぬので、それでお答え申し上げます。エントリー数が329カ所に対して事業開始が194カ所、着工済みが160カ所ということで、そのうち完成したのが124カ所でございます。

仮設の使用期間ということでございますけれども、現在建設しておりますので、基本的には2年ということになるかと思ひます。それをさらに延長ということでございますけれども、特区の申請等が必要になってくるかと思ひますし、全国の中越とか能登の状況につきましては把握しておりませぬので。以上でございます。

○斉藤信委員 応急仮設の場合は2年間、1年ごとに延長が可能だと。阪神・淡路大震災のときには5年までということでした。ただ、みなし仮設がまだあいまいで、ただ国の場合には要請があれば検討するという、こういう範囲なのです。仮設店舗も同じなので、これは宮城県、福島県とも協力しながら、やっぱり安心感を与えていかないと、せっかくス

タートしたばかりで、2年だけではめどつかないというのが実態でしょうから、ぜひ全国の動向を踏まえて、県としても対応していただきたい。

最後ですが、二重ローン問題なのです。実は、先日総合企画専門委員会が開かれて、この間の復旧、復興の検証というのが出されているのですが、私その資料を見てちょっと驚いたのだけれども、二重ローン対策で平成23年から平成25年の目標が、債権の買い取りで50件、そして返済猶予の件数の目標が50件になっているのです。3年間です。そして、今年度の計画値が10件、実績値も10件で達成度は100%と。こんな小さい目標なのかと、なぜこういうふうになっているのかと。今年度10件だという話も聞いていないのだけれども、3年間で50件しか買い取りしない、返済猶予をしないという、こんな小さい目標だったら被災事業者は救われれないと思うけれども、なぜこういうことになったのか。どれだけ二重ローンを解消しようとしているのか、このことをお聞きしたい。

**○松川経営支援課総括課長** 件数につきましては、当時立てた予測といえますか、見込みになるかと思えます。実際に相談を開始し、それから買い取りなども実施しているわけでございますけれども、現時点では確かに2件ということでございますが、議会でも何度か答弁しておりますけれども、30件ほどの候補といえますか、それに続くようなものがあるということでございます。またさらに相談も来ておりますので、その中からまた買い取り等に結びつくかと思えます。

なお、相談センターのほうでは買い取りばかりではなく、計画の策定の支援とか、あるいは新規融資に向けてのさまざまな支援ということもしておりますので、そういった総合的な支援をしながら、二重ローンの解消あるいは事業者の再建に向けての取り組みということが行われていくものと考えております。

**○斉藤信委員** 復興計画のこれは具体化なのです。二重ローンの解消、3年間でたった50件の目標なのですか。そして、返済猶予もたった50件の目標となっているのです、この総合企画専門委員会の資料では。そして、今年度は10件で100%達成、平成24年度は20件、平成25年度はたった20件と。これだったら、事業者は相談に行けませんよ、こんな目標だったら。何百件という形で二重ローンを救済する構えがなかったら全然だめでしょう。国の復興支援だって2,000億円ですよ。再生支援機構は5,000億円積んでいるのですよ。私、この目標設定が間違っていると思いますよ。違いますか。この目標でいくのですか、本当に。

**○松川経営支援課総括課長** 目標につきましては、随時見直しをしてみたいと思っております。さらに、産業復興機構のほかに、国でつくりました再生支援機構も動いています。両方の機構が相互に補完しながら、買い取り等の事業を進めていくということになるかと思っております。

**○斉藤信委員** 最後、部長に聞いて終わりますが、3年間、債権の買い取りが50件という目標は、これは県の目標になってしまっているのですか。返済猶予も3年間でたった50件と。私初めて見ました、この総合企画専門委員会の資料で。大々的に復興の一丁目一番

地だと、生命線だと知事まで言って、新しいこの制度をつくらせたけれども、岩手県の目標がこんな程度だったら生命線なんかならないではないですか。私はそんな状況ではないと思いますよ。正すのだったら早く正して、やっぱり事業者を励ますような、県がこんな目標だなんてなったら、がっかりきますよ、これ。二重ローン解消なんかうそだということになってしまいかねない。本当に県の構えが問われていると思うので、どういう規模で岩手県は取り組むのか、最後に部長に聞いて終わります。

○齋藤商工労働観光部長 この手のものを 50 件と定める考え方がいかどうかと、まず根本的な問題がございます。というのは、あくまでもこの手のものというのは現地、現物に即して対応しなければならないというのがあります。ですので、私は別に上限を設ける必要ない。50 件というのは通過目標でも構わない。それから、では 100 件がいいのかと、あるいは 200 件がいいのかということになりますが、現実的にそれが逆に言うと過剰な目標であったり、それからもう一つは、いろんな相談の過程で債権買い取りに至る場合もありますし、それ以前のリスキであるとか、あるいはほかの銀行が融資をして助かるという場合があります。これも立派な解決事例になります。いろんなところでも答弁したとおりで。ですから、ここの 50 件というところで、さっきも課長のほうから答弁しましたが、これは随時変えて構わないと思っておりますし、目標値が低いということで目くじら立てるのはいかがなものかと思っておりますので、そこは我々も柔軟に、幾らでも多いほうがいいわけでございますが、ただいろんな対応の仕方がある中で、目標を出せという我々の事務の作業の中で、とりあえず出したものと受けとめていただいて、いずれ随時見直しをしていきたいと思っております。

○齋藤信委員 この資料は公表されるのです。事業者が見たときにがっかりしますよ、3 年間でたった 50 件の目標で事務的にやっているのかと。そして、今年度は 10 件で 100% 達成。自己満足にしかすぎません、こんなことは。やっぱり被災事業者を本当に支援する、助ける。あの沿岸被災地の産業振興を進めるという気持ちが伝わるような取り組み、目標でやっていただきたい。終わります。

○工藤勝博委員 昨晚、いわてデスティネーションキャンペーンスタートミーティングがあったわけですがけれども、残念ながら取りまとめが大幅に延びまして参加できなかったわけですがけれども、夕べの状況と、あるいはまた予約が入っているかと思っておりますけれども、その状況をお聞かせ願いたいと思っております。

○戸館観光課総括課長 昨日、いわてデスティネーションキャンペーンのスタートアップミーティングを開催いたしました。旅行会社を中心とした県外からの御招待も兼ねた方がおよそ 300 名、地元の受け入れ側は 400 名という体制で、700 名ほどのスタートアップミーティングでございました。全体会議では、県内を 4 エリアに分けて、エリア別の観光 PR をいたしまして、その後レセプションということになりましたが、何人かの県外の旅行会社の方々といろいろ懇談をさせていただきましたが、本気になって岩手のよさを売り込みたいという気持ちになったというふうな力強い意見を多くいただいております。

予約の状況ということでありますけれども、ある旅行会社のデータでありますけれども、4月がまだなかなか思うように伸びていないという状況でありますけれども、5月、6月は2倍増し以上のような状況で、予約状況は堅調だと聞いております。昨日、先ほども御紹介申し上げたような力強いお話もちょうだいしていますので、大いに期待していきたいと思っておりますし、私どももますます力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

○**工藤勝博委員** かなりの手応えをつかんだという感じがしますけれども、エリアごとの話もあったということですが、被災地沿岸も含めて、エージェントの皆さんはどういう反応があったのでしょうか。

○**戸館観光課総括課長** そこまで細かいお話というのは、それほど深くはしていないわけですが、被災地の関係でいきますと、今回復興応援ツアーということで3コースを組んでおりまして、旅行会社の方々からは好意的に受けとめていただいております。この応援ツアー、しっかりとお客様を確保していくことが被災地の支援につながりますので、頑張りたいと思います。

○**福井せいじ委員** ちょっと確認したいのですが、予特のほうでも質問があったのですが、六魂祭の会場についてであります。その後、警察とのやりとりはどのようなになっているのか。会場で六魂祭の成否が大きく違ってくると思います。やはり観光課としても、ぜひ中心市街地あるいは駅周辺での開催を私は望んでいるのではないかと思うのですが、観光課として今どのように状況になっているか、状況をとらまえているのであればお聞かせください。

○**戸館観光課総括課長** これは、主催であります盛岡市と県の警察本部のほうで今協議を進めていると聞いておりますけれども、まだ今のところ、正式に合意に至ったという話は聞いておりません。

○**福井せいじ委員** 盛岡がその担当であると思っておりますけれども、これはぜひ県としても六魂祭を目玉として観光客を誘客し、そこから広げていくという展開がいいパターン、理想のパターンであると私は考えております。ぜひとも県として盛岡市とともに連携をとって県警本部にかけ合い、何とか早く中心市街地での開催を決定していただきたいと思っております。齋藤部長、ぜひそれを成果として旅立ってください。何とか通して、頑張っていたいただきたいのですが、ぜひ部長の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○**齋藤商工労働観光部長** 六魂祭につきましては、今課長のほうから御説明申し上げたとおりでございます。ただ、いずれ去年、仙台で非常に多くのお客様——要するに想定外という言葉を使ってしまえばそういうことなのですが、お客様が詰めかけまして、当初予定した六魂祭のパネルのパフォーマンスも実はできなかったということがあります。非常に多くのお客様、恐らく、ある意味さんさの瞬間風速をはるかに上回るお客様がお見えになるということで、警察本部も非常にデリケートに考えております。私たちが実は警察と盛岡市の間立っておりまして、いろいろなお話はつないでおります。県警本部の認識、これは正式なものではございませんが、これちょっと正式なものを受け取られるとまずいので

すが、県警本部としますと、中心市街地のほうがお客様をさばきやすいだろうという感覚は持っておりますので、私たちもそういうことが一刻も早く解決されればよいと考えております。

○**福井せいじ委員** ぜひとも何とかするという気持ちで、何とかやろうという気持ちでもって臨んでいただきたいと思います。今岩手県にとっては、観光立県として観光を産業の一つの柱とする大きなチャンスだと思います。DC、そして六魂祭、観光博、また岩手国体、さらにはラグビーのワールドカップという、一つの大きなストーリーをつくる大きなチャンスだと思いますので、ぜひとも六魂祭を中心市街地で開催するようにお願いして終わります。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第 53 号博物館条例等の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 博物館条例等の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

条例案は議案（その 2）の 106 ページにございますが、便宜、お手元に配付しております博物館条例等の一部を改正する条例案概要——1 枚物ですけれども、こちらにより御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨について御説明申し上げます。昨年 8 月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 2 次分権化法と言われておりますけれども、これによりまして、図書館法及び博物館法の一部が改正され、改正前の各法律において規定されておりました図書館協議会及び博物館協議会の委員の任命の基準につきまして、文部科学省令に定める基準を参酌して、各地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、博物館法の規定に基づき設置しております岩手県立博物館協議会及び岩手県立美術館協議会、図書館法の規定に基づき設置しております岩手県立図書館協議会、それぞれの委員の任命基準をそれぞれ博物館条例、美術館条例及び図書館条例において定めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容について御説明申し上げます。図書館法及び博物館法の一部改正に伴い、昨年 12 月に関係省令が公布され、条例で定めるに当たって参酌すべき基準、これが示されましたので、当該参酌すべき基準に沿って委員の任命の基準を博物館条例、美術館条例及び図書館条例で定めようとするものでございます。なお、この参酌すべき基準、新しく示された基準ですけれども、これは改正前の図書館法及び博物館法において規定されていた任命の基準と同一の内容となっております。

最後に、施行期日でございますが、改正後の図書館法及び博物館法の施行期日が平成 24

年4月1日であることから、これとの整合性を図るため平成24年4月1日から施行することとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 博物館協議会、そして美術館協議会、図書館協議会、こういうことになるのですね、今回の条例改正。現在何名がこの協議会のメンバーになって、年間どれだけの協議会が開催されて、どういう役割を果たしているのか、どういう提案をしているのか、今年度の利用実績を含めて示していただきたい。

○錦生涯学習文化課総括課長 まず、協議会委員の人数でございますが、博物館につきましては14名、美術館につきましては15名、図書館につきましては8名となっております。

それぞれの協議会の開催実績でございますが、最新の23年度で申し上げます。博物館は平成23年11月29日に1回、美術館は平成23年10月26日と24年2月28日の2回開催してございます。図書館は平成23年10月25日に開催してございます。

どういったことが話し合われているかということでございますけれども、まず美術館につきましては、地元の若手作家に発表の機会を与えるべきですとか、あとは沿岸等、遠くの方に美術館を見ていただくようなことをすべきですとか、その二つについて、こういったものを企画展としてやるべきではないかですとか、PRについて工夫すべきではないか、こういったものが意見として述べられているところでございます。

図書館につきましては、今震災関連コーナーというものを設けておりますけれども、今回の東日本大震災津波だけではなくて、これまでの震災、津波、災害、こういったものについて書籍を集めてみるべきではないかといったご意見ですとか、子育て関連の図書を充実すべきですとか、電子書籍への対応を検討するですとか、こういった意見が出されておるところでございます。

○中村文化財・世界遺産課長 博物館の協議会におきましては、企画展示等についてのアドバイス等をいただいているものでございますけれども、今年度の昨年11月の協議会におきましては、東日本大震災津波を受けまして、博物館が行っております文化財レスキューについてのさまざまなアドバイス、あるいは今後、博物館が震災、そういった情報についてどのように対応していくのかといったようなアドバイス、そういったものをいただいているというような状況でございます。

○斉藤信委員 博物館と図書館は今のところ年1回ということで、私は年1回では形式的になるのではないかと。やっぱり問題提起したことがどう取り組まれたのかという検証も含めて開催される必要があるのではないかと思います、これは例えば年に何回開催すると決まっているのですか。1回とか2回とか。

○錦生涯学習文化課総括課長 条例等で決まっているわけではございませんで、適宜、開催日数をこちらのほうで決定していくという、開催予定を決定しているということでございます。

○**齊藤信委員** そうであれば、年1回というのは、あくまでも形式的ですね。本当に必要な方々を選んでいるのだと思うのですよ。そういうところで、取り組み状況も検証してもらい、問題も提起してもらい、それがどう取組みられたかもやるというようなことで、この協議会を本当に生かしていくということが必要ではないかと思いますが、これ最後、いかがですか。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 今、年1回の開催でございまして、当該年度の取り組み状況ですとか、来年度の計画を説明して、さまざまな方々から有益な御意見をいただいているものと考えております。提案された内容につきましては、しっかりフィードバックをすることを徹底しておりまして、図書館につきましては、平成21年度、例えばですけれども、図書館で何を買うかということについてリクエスト制を導入すべきだという意見が出されたことについては、しっかりと23年度からそれを設置してリクエスト制というものを設けておるといってございまして、いただいた意見をしっかりと図書館運営に反映するなどの工夫をしているところでございます。

○**小泉光男委員** 齊藤委員にも通じるのですけれども、結局、最高裁の国民審査と一緒に、風通しをよくする制度としてこういうものを置いておきましょうという程度の感じがするのです。図書館などについて、もう一度、回数について発表がなかったの、本当にやられているのかどうかという部分と、書籍の購入の希望か何かを協議会で意見を言うやに聞こえたのですけれども、そういった部分をやっているのかどうか、確認をまずさせてください。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 図書館協議会の開催回数、平成23年度でございまして、平成23年10月25日、この1回、開催しておるところでございます。

○**小泉光男委員** 今回改正になるに当たって、三つとも学校教育、社会教育の関係者、あるいは家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者ということですが、今もそうなっているのですか。今はそうではなくて、ごろつきとかなんとかがまざっているのですか。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 現在、博物館法、図書館法におきまして、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、こういった方々の中から任命するようになっておりまして、現在でも、この4項目から選ぶことになっております。

○**熊谷泉委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**齊藤信委員** 私、賛成しますけれども、それぞれの博物館、美術館、図書館にしかるべき方々が参加した協議会がつくられているのですから、やっぱりこの協議会を本当に活発化するというか、機能化して、博物館も美術館もなかなか苦戦していると思います、現状

は。だから、本当にこういう方々の意見を積極的に聞いて、活動の改善というか、事業の改善を図ってもらいたい。そのことを強く述べて討論にします。

○熊谷泉委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 60 号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○錦生涯学習文化課総括課長 議案第 60 号、岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者の指定に関する議案について御説明いたします。

議案（その 2）の 116 ページをお開き願います。便宜、あらかじめお配りしております資料、商工文教常任委員会資料、平成 24 年 3 月 16 日、生涯学習文化課所管施設分の 1 ページ目の岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関する議案についてにより御説明申し上げます。

初めに、1 の提案の趣旨でございますが、県立陸中海岸青少年の家は、平成 24 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の指定する指定管理者の概要及び 3 の指定期間でございますが、指定する指定管理者は現指定管理者である公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団であり、指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 1 年間とするものでございます。

次に、4 の施設の概要ですけれども、岩手県立陸中海岸青少年の家は平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しており、制度の導入当初から公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者として管理運営を行っております。東日本大震災津波の発災後、避難所並びに山田町立船越小学校及び大槌町立大槌小学校の校舎として利用していましたが、現在は避難所は解消済み、大槌小学校は仮設校舎に移転済みでございます。船越小学校が研修施設等、施設の一部を利用している状態でございます。

次に、5 の平成 24 年度以降の指定管理者の選定であります。まず（1）の現在の指定管理者を非公募で選定する理由ですが、一つ目として、平成 24 年度も船越小学校が研修室等、施設の一部を校舎として利用し、一般利用者と併存する中で、引き続き児童の良好な学習環境を提供するためには、施設の状況及び被災地の実情を理解し、学校側と協力関係を構築できる者に管理を行わせる必要があること。



二つ目として、現在の指定管理者は県教育委員会の方針を踏まえまして、学校利用に積極的に対応しており、引き続き同法人が管理を行うことが学校関係者、児童及び保護者の安心につながるものと認められることであります。

次に（２）の指定管理期間を１年間とする理由ですけれども、陸中海岸青少年の家については、これまで指定期間を３年間として、公募により指定管理者を選定してきたところでございます。船越小学校の新校舎の建設については、山田町教育委員会は平成２６年４月を目指しているものの、移転時期は確定しておらず、引き続き学校利用と一般利用が併存することとなりますが、同小学校が入居していることで新たに発生する業務をマニュアル化することで、平成２５年度以降は指定管理者を公募することが可能となると考えられるためでございます。

最後に、６のその他についてであります。選定に当たっては、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会の各委員に趣旨を御説明の上、妥当との御意見をいただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 幸いというか、青少年の家を使って、大槌小学校と船越小学校がこの施設を活用できた。大槌小学校は今仮設の校舎に行っているようですけれども、今の話ですと、船越小学校は移転時期は未定であるが、平成２６年４月を目途に新校舎建設の計画だと、こういうことですね。そうすると、２年間ぐらいは、恐らくここを使用するという計画になっているわけです。その場合、施設全体の中で船越小学校の活動エリアというのはどのぐらいを占めるのか。そうした場合に維持管理費、委託費、これはどういう形になるのか。今回の提案には委託費というのはないのだけれども、そこも含めて示してください。

○錦生涯学習文化課総括課長 現在船越小学校が使っているスペースでございますが、３階の９６人定員の施設と、ＥＦ研修室という和室がございまして、そこをそれぞれ５、６年生、３、４年生が使っているということでございます。あと、宿泊室も３階には１３ございますけれども、そのうち二つの宿泊室を利用されているというところでございます。２階につきましては、ＡＢ研修室、１０８人の定員のところに１年生と職員室があります。音楽室、４８人の定員のところに２年生が入っているということでございます。あと、宿泊室、２階には１３号室ございますけれども、そのうちの一つを保健室として活用しております。あと２０２号室、２０３号室の二つの部屋を教材室、更衣室として利用していただいているというところでございます。

その他、体育の時間なんかについては、グラウンドですとか体育館を適宜御利用いただいているというところでございます。

施設全体に占めるパーセンテージ、うちのほうで出したものはございませんけれども、当然山田町教育委員会が学校施設として活用した部分につきましては、面積案分等により

まして、光熱水費、こういったものについて、案分した上で山田町教育委員会から納入いただくというようなことを考えているところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、どれだけの社会教育活動がこの青少年の家で可能なのかということを示していただきたいし、この資料を見ると、管理計画書の中で職員の配置というので、総括責任者と補助者しかないのです。ここは、何人のスタッフで管理運営をされているのか。可能な社会教育活動とスタッフの体制。あと、委託費は、来年度どういうふうにもう予算化していると思うけれども、どうなっていますか。

○**錦生涯学習文化課総括課長** どれぐらい社会教育施設としての活用が可能なのかということでございますが、雨天のことを検討いたしますと、雨の日は外で活動ができないということで、内部の施設を活用してオリエンテーリングなんかを実施する必要があります。これは、今ふだんは4部屋あいているわけですけれども、そのうちの二つしか使えないというような状況でございまして、今まで4団体を受け入れられたところが2団体しか受け入れられないということになってございます。陸中海岸青少年の家は、毎年度おおよそ3万人が利用いただいておりますので、4分の2で年間1万5,000人ほどの活用を見込んでいるということで、お答えとしては50%ほどの稼働率になろうかと考えて、稼働率といえますか、社会教育施設の活用になろうかと考えてございます。

それから、スタッフでございまして、スタッフにつきましては指定管理者としては資料に掲げております総括責任者1名とその補助者1名ということで、この2名で行っておるというところでございます。別途、社会教育の部分であります実際の研修、これにつきましては、県から社会教育主事を平成24年度は3名派遣する予定でございまして、この3名が実際の研修に当たっていただくということでございます。そのほか所長1名、次長1名、運転技師1名、事務補助1名、現地の指導員1名ということで、研修を行うスタッフとして別途そういった方々を配置しているということでございます。

あと、委託費につきましては資料に書いてございますけれども、平成23年度の指定管理料3,173万円、こちらと同額を24年度置かせていただいております。実際に船越小学校なんかが入って、これまでとは違う部分が出てくると思いますけれども、その分につきましては精算という形で整理させていただくということを考えております。

○**小泉光男委員** 二つ確認します。まず一つは、青少年の家の所長というのは、岩手県の職員あるいは元職員、出向の中に入っている方ですか。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 身分といたしましては、スポーツ振興事業団の職員でございまして、もともと退職した校長でございまして。

○**小泉光男委員** それから、委託費用が3,173万円とお聞きしました。利用人数が3万人だと高いと思います。平成24年度は決まっているでしょうから、これは1年間ですよ、指定期間が。来年はまた変わるのでよね。そういった意味では、私は2,000万円ぐらいにできるのではないかと思いますので、この3,173万円というのは高いという印象を持ちますので、来年度以降の募集の際に検討していただきたいと思います。以上です。どうぞ、

何かあればお願いします。

○錦生涯学習文化課総括課長 指定管理料の提案していた額につきましては、選定委員会のほうで、どういったスキームにするかについて検討させていただきます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、昼食のため1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、何かありませんか。

○福井せいじ委員 何点か聞きたいのですけれども、まず一つ、被災地における小中学校の給食の状況についてなののですけれども、今まで給食を出して、被災したために給食を出せなくなった小中学校というのはあるのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 給食の現在の実施状況におきましては、釜石、大船渡、宮古、陸前高田、大槌、山田におきまして、被災前のものは再開されてございます。

○福井せいじ委員 全部。

○平藤スポーツ健康課総括課長 はい。

○福井せいじ委員 そうであれば安心したのですけれども、配食されない場合はコスト負担もあるのだらうなと思って心配しましたが、ありがとうございます。それであれば今後とも継続していただきたいと思います。

次に、被災小中学校についてお聞きしたいのですけれども、先ほどちょっとお聞きしたら24の小中学校が被災しているということで、また、ここで今後復旧する、あるいは都市

計画を立てて配置していくと思うのですけれども、この際に小学校、中学校の学区のねじれをちゃんと整合するような形で指導をしていていただきたいのですけれども、このような考えというのはあるのでしょうか。現状を話しますと、地域では小学校から二つ、複数の中学校にまたがって行ったために、中1ギャップが非常に大きく、問題になったとかそういった例もあるのですけれども、今後復旧する小中学校の配置計画、あるいは学区の関係、進学がそのままうまくいくのかという、こういった指導、配慮については今お考えがあるのかどうか教えていただきたいのですが。

○多田義務教育課長 現在被災した地域においては、それぞれ復興に向けた、市町村ごとにビジョン、計画等の作成を進めております。今後の中で、設置者である市町村が今それぞれ児童生徒にとってよりよい学習環境の一刻も早い整備、そして教育効果の向上等を目指して、まさに取り組んでいる最中と考えております。その中で、当然今のような例えば仮設住宅と学校との距離が離れたケースもありますので、そういった中で、それぞれの学区ごとに状況把握をしながら、総合的にそういったことも検討しながら、今後数年間にわたって学校の配置計画ということで取り組んでいるところでございます。

○福井せいじ委員 今仮設と学校という話が出ましたが、私がお願いしたいのは、最終的な都市計画なり土地整備計画が決まった後の学区の整合性とか、あるいはその中で統廃合なども考えていらっしゃるということですから、ぜひそれが整合するようにはしていただきたいなど。というのは、さっきお話ししましたように、中1ギャップという問題、被災者の中の児童生徒の中には、非常に心が敏感になっているというか、今回の被災に関する障がいというか、そういったものも出ているということが考えられます。そういった意味では、そういったギャップをなくすることも一つの大きな配慮であると思います。

また、もう一つ、学区の整合とともに検討していただきたいのは、小中一貫校、あるいは小中一貫のカリキュラムについて、ぜひとも検討していただきたいなど私は思っております。この小中一貫の考え方には賛否いろいろありますけれども、メリットもたくさんありますし、さっき言った中1ギャップの解消、あるいは学習環境の変化という意味では大きな環境変化がなく、9年間の義務教育を受けられるということが大きなメリットであると思いますので、ぜひそういったことも検討していただきたいのですが、教育長、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○菅野教育長 今課長から申し上げましたとおり、それぞれ市町村、最も好ましい、子供たちにとってよりよい教育環境を目指していろいろ努力してございます。私どもといたしましても、学校建設の支援のみならず、トータルで市町村教育委員会の御相談に応じながら適切な支援に努めてまいりたいと思っております。

また、いわゆる小中一貫、もしくは一つの敷地内に小学校と中学校を併設する、いろんなそれぞれの地域の実情に応じて市町村が今計画を立てて、地域の方々ともいろいろな話し合いをしていると存じます。したがって、そういう地域の方々の御理解をいただいた上でいろいろ今後進められると存じますが、小中一貫教育については私どものほうで、

いわゆるモデル地区を設定いたしまして、いろんな知見を積み重ねております。そういった私どもが得られたデータ等も市町村に御提供を申し上げながら、それぞれの市町村に対しての支援に努めてまいりたいと思っております。

○**福井せいじ委員** ぜひとさまざまな角度から、私は今回の被災地における義務教育、小中の教育については持続可能な学校経営、それがやはり大事だと思っております。人口の変動もこれからあるかもしれませんから、持続可能な形での体制、組織づくりに取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、埋蔵文化財調査についてお聞きしたいのですが、今までずっといろいろ聞いてきましたけれども、現員4名に対して、県内から4名、それから県外から10名の増員ということで、大幅に増員されると思いますが、当たってみなければわからないという状況の中で、この18名の体制で本当に移転計画、あるいは公営住宅の建設が進むのかという不安がありますが、例えば今までの経験値からいって、4名だとどれくらいかなと、これで18名になったらどれくらい短縮されるのかというのはわかるもののでしょうか。もし想定があればお聞かせください。

○**中村文化財・世界遺産課長** 調査面積の想定ということでございますけれども、これは遺跡の内容によって全く予想が変わります。極端な例でございますが、1万平米を調査員2人で掘って2カ月くらいで終わる場合もあれば、1年以上かかる場合もあるというふうに、遺跡の内容によって格段の差が出てまいります。そういった流れの中で、まだ市町村のほうも復興の事業計画がはっきり見えない段階で、今教育委員会としては14名ふやし、あと埋蔵文化財センターにも30名ほどの調査員がおるわけですが、そのうち15名ほど、半分ほどを最大で復興に使えると。ですから、30名近くのそういった要員を確保しつつ、調査対応をしようということで準備を進めてございます。

なお、途中で増員が必要になった場合についても、都道府県からまた応援いただけるように、今文化庁と調整しているというところでございます。

○**小西和子委員** 最初に、県立学校の学校給食の放射線検査体制についてお聞きしたいと思います。前回もお伺いしたのですが、現場の声がかなり上がってきておりますので、まずお伺いいたします。3月5日の県立学校11校担当者への説明会の場でのことですが、一般流通食材は対象外があると説明したというふうにお伺いして、答弁もそうでした。ですけれども、この検査を行うに当たって、県が基本方針を示している文言の中に、県内の学校等で提供している給食等、食材の安全性を確認し、より一層の学校給食の安全・安心の確保に努めるというふうにありますね。それに反しているのではないのでしょうか。より一層の安全・安心の確保であるならば、一般流通している食材の検査も行うのが保護者からの信頼を得ることにつながるのではないのでしょうか。

といいますのは、出回っているものは安全だと言っていて、汚染された稲わらをえさにしていた肉牛が盛岡市内とか他の市町村でもありましたけれども、給食に使われましたよね。そのときに、栄養職員の皆さんたちはかなり傷ついたと思います。何の資料もなかつ

たから、自分ではとめられなかったわけですがけれども、後で子供たちに出した給食の中にそういうものを使ってしまったというふうに自分を責めていると思います。ですから、そういう観点からいって、保護者からの信頼を得るためには、やはり一般流通のものも測定すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 学校給食の放射線の検査体制についてでございますが、前回もお話ししましたとおり、県産食材の安全確保方針に基づいて、流通しているものは安全・安心であるという立場に変わりはありません。ただ、委員御指摘のとおり、対象外という言葉があったようなのですけれども、基本的には地場の産物、流通に乗っていない産物を調べていただくのですが、機器あるいは測定体制に余裕がある場合には、ほかの食材についても使っていただいてもかまわないというスタンスでございます。ただ、基本的には地場ものの、流通に乗っていないものを測定するという考えでやっているものでございます。

○小西和子委員 流通品は安全であるというようなお答えだと思うのですが、サンプル検査でありますので、絶対安全だということにもならないと思います。前沢明峰支援学校からの声が上がってきていますけれども、前沢明峰支援学校は放射能汚染地域にあります。除染測定も随時やっているということですが、自校の食材の測定というものには神経を使っていかなければならないということです。限りなくゼロに近いものを提供したいという思いがどこの栄養職員にもあるのです。ですから、先ほど余裕があったらはおかまわないですよというような話がありましたけれども、盛岡市で行おうとしているように、1食分の測定もやるべきではないかなというふうに考えています。そのあたりはどうでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 前沢明峰支援学校についてですが、汚染地域ではなくて汚染状況重点調査地域であると認識してございます。汚染された地域ということではございませんので。そういうことがあります。ただ、食材全体をという測定の方式もございしますが、県の給食施設といたしましては、原因といいますか、汚染された物質を特定する必要があるということから、事前に品目別の検査ということをしてございます。提供後に1食をはかるという方法もございしますが、それにつきましては積算の放射線量がわかるというレベルでございしますので、事前に排除することにはつながらないという考え方から、現在はそういう形で進めているということでございます。

○小西和子委員 前回デリバリー給食につきましては、はかりますと言ってから、後からできませんというふうに取り消しがあったのですけれども、デリバリー給食というのも非常に心配されておまして、盛岡と一関ですよね、やはり安心・安全であるという、そういうふうな数値を確かめたいということで、デリバリー給食での測定も何かの工夫でできないかなというように現場から上がってきております。一関清明支援学校からも、本当に心配であると、測定できるように何とかしてもらえないのかなというように声が上がっております。やっぱり水際で何とかとめたいなという思いがありますので、デリバリ

一給食についても測定するような方向で検討していただけないのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 デリバリー給食につきましては、流通している食材を調製業者のほうで使用してお弁当をつくるという形でございますので、私どもが考えております事前に原因物質を排除するという考え方からいきますと、それについては調製業者のほうで安全なものを使っているということで認識するという形をとりたいと考えております。例えば、具体的に申し上げますと、食材1キロが事前の調査の場合必要でございますので、デリバリー給食で、例えばニンジンが何グラムか入っているの、そのニンジンを先に1キロというようなことにはなかなか実際問題としてなりづらいところがあると考えてございます。これは、県の県産食材の安全確保方針に基づいて安全なものが使われているであろうという認識に立たせていただきたいと思いますと考えてございます。

○小西和子委員 保護者の思いを受けて、何とか改善していただければと思います。デリバリー給食を提供している業者は、独自の検査体制を持っていないというようなこともありますので、自校給食であろうとデリバリー給食であろうと、安全であるというような、その確保のためにお願いしたいというふうに思います。

では、この項につきましては最後なのですけれども、機器の設置場所等について、各校の状況を県が責任を持って把握して対応していただきたいということと、あと給食だけではなくて他からの依頼についても応じるようにというようなことがありましたよね。そういうときには、検査に当たる臨時職員への直接的な指導というのを栄養職員に任せようというような動きもあるのだそうですけれども、そこは事務長ではないかと思っておりますので、そのあたりはどうなのでしょう。

○平藤スポーツ健康課総括課長 現在3月5日に検査機器の設置を予定している学校11校につきまして、検査実施に係る説明会を実施したところでございまして、現在各学校の状況を確認しているところでございます。今後各学校の実情を踏まえて、可能な限り必要な対応はとらせていただきたいと思いますと考えてございますので、よろしく申し上げます。

なお、4月以降に食材の検査が円滑に進むようにということで、他からの依頼ということになりますけれども、これについては学校がさまざま考えまして、どの部署がその分掌を持っていくのかというようなこともあわせて相談に乗りながらいきたいと考えております。外との関係がございまして、例えば個の職員ということにはならないと考えてございます。学校の組織としての対応を促進していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○小西和子委員 何とか保護者の不安解消につながるような、そのような体制をとっていただきたいと思います。

次に、それに関連してですけれども、小中学校の給食の食材検査の状況につきまして、予算措置はしたのですけれども、前回の一般質問の答弁によると、24市町村しかまだ実施の見込みではないようなのですが、残りの市町村の状況はいかがでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 食材検査に係る市町村の現在の状況でございますが、機

器設置済み市町村は一関市など7市町、発注済みまたは今後発注する市町村は盛岡市など17市町、これを合わせますと24市町村ということになりますけれども、このうち奥州市と金ケ崎町は設置済みであって、今後さらに発注する、あるいは現在発注中ということですので、両方に計上されております。ですので、現在整備されている、あるいは整備予定は22市町村ということになります。これについてはよろしくお願いたします。

残りの11市町村でございますが、県が特別支援学校及び夜間定時制高等学校に設置する11校の県立学校の中から、最寄りの学校の機器を利用する計画を持っているところ、あるいは機器を整備せずに、測定の委託で対応を検討しているところもあると聞いてございます。

○**小西和子委員** では、まとめてお伺いたします。震災にかかわる教職員の心のケアについて、これまでもいろいろお伺いしてきましたけれども、直近の数値で答えていただきたいと思えます。震災を起因として精神疾患の病気休暇を取得した教職員の状況、それから病気休職まで至った人数と状況、それから被災地に勤務している教職員で病気休暇に至らなくても精神的に不安定な教職員の状況、それと何度も聞きましたけれども、子供も含めて今後の心のケアに対する対策、子供たちも1年過ぎて、また新たな段階でかなり傷んできております。そのあたり。

それから、二つ目ですけれども、小中学校の学校復興計画、これは校舎等でございますけれども、どのように計画されているのか。これに伴って小中学校の学校統合は進むのでしょうか。そしてまた住民との十分な話し合いができているのでしょうか。

それから、三つ目ですけれども、復興教育推進校というのが指定されましたけれども、その選定の方法と具体的な取り組み。それから、被災地の教職員はぎりぎりの状態で勤務しておりますが、教職員の負担増にならないようにどのような工夫をするのか。

それから、教職員を対象としたDV防止のための研修を行いますということが知事答弁にありました。デートDVというものの対策なのですけれども、教職員を対象としていますけれども、全教職員なのか、対象の教職員と実施方法とねらいをまずお伺いたします。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** まず、震災にかかわる教職員の状況ということで、精神疾患となった教職員の人数と状況でございますけれども、発災以降、震災が主因と推測される抑うつ状態、あるいは疲弊状態など、そういう精神的な症状で2週間以上の病気休暇を取得した教職員、これは2カ月に1遍調査しておりまして、最新が1月末現在でございます。これまで延べ13名おりまして、そのうち6名が1月末現在で療養中でございます。そのうち、休職になった職員は2名ございました。その後、調査した結果、休職者2名、それからあと3名、計5名は病状が回復いたしまして、3月から4月にかけて職場復帰する予定となっております。

次に、精神的に不安定な教職員についてでございますけれども、御指摘のとおり、家族や自宅を失う中で、時間の経過とともに精神的ダメージが縮小していく教職員もいる一方で、震災の影響を引きずったり、学校の復興に向けて業務が増加して、ストレスを抱えて



いる教職員もございます。そういった職員に対する継続的な支援が必要だと考えております。ちなみに、本来はメンタルチェックの数字というのは非公表ということでございますけれども、受けた職員のうち約1%強の方々が相談を受けたいということで、私どもの保健師が随時相談に応じております。そういった対応をやっているところでございます。

今後におきましても、予防、それから早期発見、早期対応、それから休んだ場合は職場復帰支援、この三つのステップで支援してまいりたいと考えておまして、医師や専門スタッフとの連携も図りながら、継続的なケアの充実を図ってまいりたいと考えております。

**○田村生徒指導担当課長** 子供の心のケアの今後の取り組みについてでございます。大きく三つの取り組みを行ってまいりたいと考えております。

まず1点目でございますが、子供たちに日常的に接する教職員の対応力を上げるという研修会を実施してまいりたい。今年度は全県的に行ってきたわけですが、より地域の実態に即した研修ということで、教育事務所、または市町村単位での研修を実施することとしてございます。

2点目は、人的な支援という観点でございます。発災前からスクールカウンセラーの活用については配置をして実施しているところでございますが、1年間というか長期間常駐する巡回型のスクールカウンセラーを今年度5名から7名に増員いたしまして、沿岸部の対応をしてまいりたいと、より重層的なサポート体制を構築してまいりたいと考えてございます。

3点目は、心と体の健康観察の継続実施でございます。その成果、結果を踏まえまして、一人一人の子供たちの状況に応じた、より一層きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えてございます。今後におきましても、学校や市町村教育委員会等のニーズを把握しながら、組織的、継続的な取り組みを実施するとともに、きめ細やかな支援を行いながら子供たちの心のケアに努めてまいりたいと考えております。

**○小倉学校施設課長** 小中学校の学校復興計画でございますが、現在、他の学校施設等で授業を再開している学校が24校ございます。この復興計画に関する内訳でございますが、今後、補修復旧等によりまして、自校の校舎で再建予定が1校でございます。また高台、内陸部への移転復旧予定が9校ございます。同じく高台、内陸部への移転復旧ということではありますが、その復旧先等について検討中が11校ございます。あと、復旧方針を協議検討中が2校、それと被災前からでございますが、改築工事をしていました学校が1校という状況になってございます。

**○多田義務教育課長** 学校の統廃合についてでございますが、被災した地域において、今復興に向けたビジョン、計画等の作成を進めております。小中学校の統廃合につきましても、今後は設置者である市町村が、児童生徒にとってよりよい学習環境ということの一刻も早い整備、教育効果の向上等を目指して、今取り組んでいるところでございます。

住民との話し合いについてでございますが、それぞれの市町村教育委員会では、最もふさわしい教育のあり方を地域の方々と検討しているところであります。地域防災と学校の

かかわり等、地域とともに進める学校としてのあり方を、市町村のまちづくりの計画に位置づく学校という視点で、話し合いが進められているものと認識しております。なお、具体的な話し合いの状況は、例えば大船渡市のように定期的に月1回、あるいは大槌町のように学区ごとにこれまで延べ6回など、それぞれの市町で複数回、地域や保護者の方々の懇談会や説明会を実施しております。

県としましては、今後このような市町村教育委員会に対して、県内の事例等の情報提供などを行うとともに、保護者や地域住民の皆様の十分な御理解と御協力をいただきながら進めるように支援してまいりたいと考えております。

次に、復興教育推進校ということのお尋ねでございますが、この復興教育学校支援事業ということでモデル校の選定方法についてでございますが、この事業については国の第3次補正の予算を活用するものであります。岩手の復興教育は県内すべての学校で一体となって取り組むという趣旨でありまして、その意味では、すべての学校の取り組みを支援する予算確保ができればよかったです。あいく限られた予算額となりまして、小中学校は45校、1校当たり20万円分と限定されたものになっております。県内33市町村すべてにおいて、それぞれの復興計画の中心となる学校を市町村教育委員会の推薦によってモデル校として選定することになります。県全体の45校、内訳は、沿岸部の12市町村は小中各1校ずつ、その他の21市町村は小中問わずに各1校とする予定でございます。選定については、各市町村や地域、学校の実情に十分配慮していくために、各市町村教育委員会の考え方を尊重して推薦をお願いしているところです。

具体的な取り組みですが、1校当たり20万円となり、決して潤沢な予算ではありませんが、今年度も岩手の復興教育プログラムで紹介したような学校では、既にそれぞれ経費をやりくりして実践に取り組んでおりまして、そういった学校の少しでも負担を軽減できればという思いでおります。使い方については、例えば防災教育、キャリア教育など、復興教育にかかわる外部講師の経費、それから交流活動の移動に係る交通費、そして発表活動などに必要な物品購入など、創意工夫を生かした特色ある取り組みに活用していただきたいと考えております。

それから、教職員の負担増にならないような工夫についてですが、岩手の復興教育プログラムでは学校の負担を考慮しまして、カリキュラムとして全く新たな時間をふやすという方法ではなくて、これまで点で行われていた各教科や特別活動などの内容や活動を見直したり、意図的に組みかえたりしながら、組織的あるいは有機的に結びつけるように進めていきたいと考えております。各学校の被災などの実情に応じて柔軟に工夫ができるよう支援してまいりたいと考えております。また、震災にかかわっては、配置されている加配教員等もこの復興教育を進める上で効果的に活用していただくことで、各学校が学校体制全体として取り組むように進めていただきたいと考えております。

今後は、多様な特色ある取り組みを十分に県としても尊重しながら、県内一体となった教育として進めることができるように、指導主事を中心に教職員をサポートしてまいりたい

いと考えております。

○高橋学校企画課長 教職員を対象としたDV防止のための研修の関係でございますけれども、DV防止、ドメスティック・バイオレンスですけれども、防止関連の業務は環境生活部の青少年・男女共同参画課が担当しております。担当部署の話ということで伺ったところでは、生徒にかかわるDVを早期に発見し、子供からの相談などへの適切な対応ができるようになること、このことをねらいとして、教員を対象とした研修会を行うこととしているということでございます。来年度の具体的な取り組み、実施方法、対象の範囲等については、現在検討、計画中ということでございます。

なお、教育委員会としても、担当部署と連携しながら生徒にかかわるDVの防止については取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○小西和子委員 ありがとうございます。心のケアについては一時も緩ませることなくサポートしていただきたいと思います。2年目というのはちょっと怖いなというふうに思っております。

それから、学校の統廃合のことについても、地域の皆さんとの合意形成を図っていくのだとは思いますが、学校はコミュニティーの中心でありますし、今回の被災でわかるとおり、避難所として大いに活用しなければならないというようなこともございますので、そのあたり県のほうからも御支援いただければいいなと思います。

それでは、すごく助かっているということもお話をしたいと思います。宮古地区の代替バス停留所の設置のことにつきまして、JRの駅のところにしかバスがとまらなかったのですけれども、県教育委員会の皆さんのお力のおかげで、学校の近くにもとまるバス停をつくってもらいました。そのことで本当に通学にかかる生徒の負担が軽減したということで、感謝していますという声が届かれています。本当にありがとうございました。

ただ、宮古工業高校付近のバス停周辺というのは、まだ街灯もないし、線路との間に設置されたフェンスというのも復旧していないので非常に危険である、安全確保が心配だという声があります。あと、もっと怖いなと思ったのは、宮古工業高校付近の国道の歩道も片側しか使用できなくて、対面する歩行者をよけようとして車道において車と接触するという事故が頻発しているということです。昨年夏以降、七、八件はあるということで、ここは早急に何か対策を講じないと大きな事故につながるのではないかなということを心配していました。

それから、杜陵高校の宮古分室に学ぶ生徒の通学というのは、現在はNPO団体からの支援を受けておりますけれども、3月で終わりだというふうに言われたのだそうです。4月以降はどうなるのかなというような不安の声が届けられました。仮設団地から通う生徒も多く予想されますけれども、例えばグリーンピア三陸みやこのように、駅までの移動手段というのは確保されているのでしょうか。

○田村生徒指導担当課長 宮古工業高校における安全対策についてでございます。委員御指摘の自転車同士の衝突、また自転車と車との接触事故につきましては、県教育委員会の

ほうに報告されるような大きな事故はございません。学校に聞き取ったところによりますと、発災以降7件のそのような接触事故があったということでございます。いずれにつきましても、幸いかすり傷程度ということではございました。

学校における安全対策につきましては、学校保健安全法により義務づけられております学校安全計画によりまして、登下校時の安全指導、そして交通安全教室などの取り組みを現在も実施しているところでございます。また、登下校時の安全確保のために、NPOからの支援によりまして、自転車にも取り付け可能なLEDのライトを生徒全員に配布させていただいたところでございます。今後におきましても、児童生徒の安全確保は非常に重要な課題と認識してございます。おのおのの地域の実態を把握しながら、丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

**○上田高校改革課長** まず、宮古工業高校に関しての補足で若干の説明をさせていただきます。宮古工業高校の最寄りJRの駅は津軽石駅でございますが、そこに加えまして、宮古工業高校に一番近いバス停についてもみなしバス停ということで、この2月15日から指定をいただいたところでございます。さらに、実は津軽石駅から二つ目のバス停になりますが、もう一つ、津軽石駅に近いバス停がございます。ここはある程度、駅前のスペースが確保されておりますので、そこに待合所と、それから駐輪場の整備を宮古市で行っていただきまして、そこを使っただく分には生徒の安全がかなり高まるのではないかと考えております。

次に、お尋ねのございました杜陵高校の宮古分室に関してでございますが、現状のことから若干御説明を申し上げたいと思います。三陸鉄道でございますけれども、現時点でございますが、野田一小本間が不通でございまして、その間接続のバスなのですけれども、実は平日のみ運行しております。休日は運行を行っていないということでございます。一方で、杜陵高校宮古分室の関係でございますが、通信制の課程でございます。現在週3回のスクーリングがございます。これは水曜日、木曜日、日曜日となっております。そのうち生徒の都合のつく日取りを選んでいただいてスクーリングに出させていただく、こういうことになっております。したがって、日曜日のスクーリングを受けたいという子供につきましては、残念ですが、日曜日には通学のため利用できる公共交通機関がないために、国境なき子どもたちというNPOですけれども、お願いをいたしまして、車を借り上げさせていただいて、久慈、それから宮古間の送迎を、日曜日に限ってですけれども、お願いをしているところでございます。

4月からの見込みでございますが、三陸鉄道では野田一田野畑間の運行の再開ということで、今準備を進めていらっしゃるということでございまして、これとあわせて、宮古分室のスクーリングの日程、あるいは時程にも配慮をいただきまして、不通区間として残りますのが田野畑一小本間となるのですけれども、ここについては休日にも接続バスを走らせていただくということで、今実施段階での準備に取りかかっていると聞いております。これで生徒の通学の足は公共交通機関として確保される見込みでございまして、宮古分室

にもこの旨お伝えしているところでございます。

なお、委員から御質問がございましたグリーンピア三陸みやこにいる子供たちについては、大変恐縮でございますが、宮古分室からはそのお話を聞いておらないところでございまして、それについては調査させていただきたいと思えます。

○熊谷泉委員長 小西委員の御発言が長時間に及んでおりますので、まとめてお願いします。

○小西和子委員 お礼だけ。本当にありがとうございました。中には、6時ころに家を出なければ始業までに学校に着かないといった子供もおると聞いております。ぜひ、通学の足の確保等、今後ともよろしく願いいたします。終わります。

○斉藤信委員 では幾つか。一つは、被災地における今回の教職員の人事と震災加配について。昨年度は、沿岸は基本的には凍結ということで、私は大変な英断だったと。同時に、2年目を迎えるといっても、状況は決して好転したわけではない。こうした中で、かなり慎重な人事と体制が問われると思うけれども、発表されたのですね、人事は。被災地における人事異動はどういう状況になっているのか。特に担当が大きくなるということがないように細心の注意を払っていただきたいと思います。今年度、来年度の震災加配を含めて示してください。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 私のほうから人事の概要について御説明し、震災加配の数字等については各人事担当課長から答弁させます。

震災の関係で、今年度の人事異動に当たりましては、早期の復興に向けた取り組みを推進するため、被災地域の実情やニーズに配慮するとともに、復興教育を推進するための有為な人材を配置するという人事異動方針を定めまして、取り組んでまいりました。このため、例年よりも早く教職員の人事異動希望などをとり、学校長等からのヒアリングを丁寧実施してまいりました。また、地域の実情、ニーズもきめ細かく把握して人事配置に努めてきたところでございます。

委員御指摘のように、発表となりますと、今度19日に発表するということになってございまして、今の時点では内示という段階でございまして、数字的な部分も今精査中というところでございます。また、極力若手管理職の登用、あるいは地元出身の有為な人材の登用といったことも沿岸部で取り組んでまいりまして、そういった形で人事等に努めてきたということでございます。

○漆原小中学校人事課長 震災加配、復興加配の件ですが、平成23年度は201名の震災加配をいただきました。平成24年度につきましては、復興加配は194名をいただいております。昨年度の201名は人事でストップした方々の増加分を含めておりましたけれども、今回の194名につきましては、定数プラス194ということで国の方からいただきました。

○中山県立学校人事課長 県立学校の震災加配についてでございますが、今年度は34名でございました。来年度は33名ということになっておりまして、沿岸地区への配置は30名というふうに現時点で考えております。

なお、沿岸部の人事異動の状況についてでございますけれども、約160名が出入りありまして、加配の30名ぐらいが沿岸部のほうに増加されるという状況でございます。

○**斉藤信委員** 発表前なので具体的な数字出ないのは残念なのだけれども、いずれ2年目、3年目も慎重な人事異動の対応をお願いしたい。私は去年、発災の直後に大槌高校に行ったときに、小学校の先生もそこにいて、実は異動の予定だったと。もう5年、6年勤務していて、もう地元に戻るといふ、そういうときに凍結になって、車も流された。そういう話も聞いてきましたが、1年間頑張っただけでそういう先生方が勤務されたのも事実ですから、無理なく、そしてやっぱり何よりも子供たちを考えた丁寧で慎重な対応をお願いしたい。

それと、教職員の住居も去年は問題になりました。皆さんの計画を見ると、85戸ですか、この間教員用の住宅を確保したと。それで十分なのか。加配も200名ちょっとぐらいで、小中高で震災加配もされるわけだけれども、この教員の住宅の確保状況、これちょっと示してください。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 教員の住宅の確保の状況でございますけれども、実は内示を今月の初旬といたしますが、3月の頭に内示をしまして、その段階で異動になる学校、それから現籍の学校との連絡を速やかにとっていただきまして、それで早目に住宅の確保に取り組んでもらっております。それから、市町村あるいは教育事務所にもそういう地元の住宅情報を収集させておりまして、それらも活用しながら各学校に情報提供し、それで教職員の住宅を確保しているところでございます。ただ、加配で新たに講師を入れなければならないということがまだありますし、それから新採用の分の発表がまだないということもございまして、そういった部分、これからの確保というのもまだ残っております。おおむね今回の人事異動の教職員については確保できたと聞いてはおりますが、今後の加配分でありますとか新採用分については、これからまたさらに確保しなければならないという状況も聞いておりますが、鋭意その辺の情報提供をしながら、確保を支援してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 85戸の教員用の住宅を確保したとなっておりますが、これはどういうものなのか、仮設なのか、それともしっかりしたものなのか。医療局なんかの場合には職員用を仮設で対応したのです。教育委員会の場合はどういう教員住宅を確保したのか示してください。

あわせて、来年度、いわての学び希望基金、これ拡充しますね。高校生に教科書代とか、制服とか、修学旅行だとか、あとは文化、スポーツの大会の参加費。私、大変これはすばらしいことだと。そして、学びの基金は、遺児、孤児向けの基金とは別に、それはまたお願いして対応するということでしたが、新たに拡充する部分については、どういう形で基金が確保されて、主には高校生だと思ふけれども、どういう高校生がどういう規模で対象になるのか、これを示していただきたい。

○**小倉学校施設課長** まず、教職員住宅の確保の関係でございますけれども、今回の大震

災津波により被害を受けた公舎が 27 棟 70 戸ございました。このうち、4 棟の 12 戸を使いまして、あと既存の公舎で入居がない部分の改修を行いまして、全体といたしましては 45 棟の 88 戸の教職員住宅の改修を行って、需要に対してこたえていったということでございます。

○**斉藤信委員** 立派なものをつくったということ。

○**小倉学校施設課長** 既存の教職員住宅ということで、空き公舎ではありましたが、中の改修等を行いまして、十分住める環境ということで、整備をしたところでございます。

○**石川企画課長** いわての学び希望基金の関係で御質問でございますが、委員御指摘のとおり、いわての学び希望基金の寄附に当たりましては、寄附の申込書というものがございまして、遺児、孤児への奨学金、あるいはそれ以外の被災した子供たちへの支援という形で分けて寄附を募っているところであります。新たに平成 24 年度から 3 事業を新たに設けますけれども、それにつきましては、それ用にといいことでお申し出いただいているものから出すという形になりますし、それからそれとは別に、県の義援金配分委員会から 6 億 2,280 万円ほどいわての学び希望基金に移されております関係から、それなどを使いながら事業を実施していくという形でございます。

○**泉予算財務課長** いわての学び希望基金を活用いたしました被災した児童生徒への支援ということでございまして、私の所管しておりますのは、基金を活用しました教科書等購入費の給付事業でございます。これにつきましては、対象は県内の高校生ということにさせていただきました。県内の小学校、中学校につきましては、被災児童生徒就学援助事業費補助ということで、これは既に学用品とか体育着、制服、それから修学旅行、校外活動費は別に市町村のほうから措置されているということで、県内の高校生にいたしました。なお、県内の高校生は、公立も私立もでございます。ただ、予算は、公立については県の教育委員会、私立のほうは総務部のほうで所管してございます。

対象となる生徒でございますが、被災した生徒ということで、住居の全壊、半壊、あるいは全焼、半焼、あるいは流失、それから保護者の方が亡くなった、あるいは行方不明になった、長期に入院された、あるいは勤務先が被災に遭った方等、被災した方に加えまして、福島から退去を命じられた方も対象としております。これは全壊扱いということで対象としておりますが、その被災した生徒に、基金の財源に限りがあることで、一定の所得を設けさせていただきました。これは市町村の奨学支援事業と合わせまして、年収が大体 350 万円以下の方ということで、審査に当たっては住民税の額で審査いたしますけれども、一定の所得の方に対して給付をしたいと思っております。

それで、給付でございますけれども、教科書は 1 学年が 1 万 8,000 円、2 学年が 1 万 5,000 円。これは 1 学年に 2 カ年、3 カ年と使う教科書もあるということで、ふやささせていただきました。

○**斉藤信委員** 教科書が支給される人たちは、制服も、修学旅行もということでいいのですか。

○**泉予算財務課長** 失礼しました。教科書は1学年、2学年、3学年ということで、ちょっと額は違いますが、措置されます。制服代は、初年度1回限り。それから、修学旅行につきましては修学年度により。ただし、上限がございます。高校で決めている8万5,000円を上限に支給しているということでございます。

○**斉藤信委員** わかりました。積極的な施策なので、これは大いに歓迎されるのではないかと。350万円の所得制限はちょっと低過ぎるかなという感じはしますけれども。対象数も後で教えてください。

それと、まとめてお聞きします。高校の未就職者、今の段階でどのぐらいになっているか、この対策。あと来年度、やっとな中学校1年生で35人学級が全面実施になると。来年度の実施校の見込み、どうなっているか示してください。

○**泉予算財務課長** 失礼いたしました。給付の対象者の見込みでございますが、今年度の予算で教科書の無償給与ということで給与した人数が2,400名ほどとなっております。大体1学年800名程度ということになってございますが、その8割としまして、1学年当たり600名程度を見込んでおまして、全部で2,000名程度の給付として予算を組んでいます。

○**阿部産業教育担当課長** 就職の未定者数ですけれども、県教委調べ、平成24年2月末現在の公立高校全体、全県合計でございますが、73名が未内定となっております。これは前年同期が117名でしたので、かなり少ない数となっております。その前の年は212名ということになっております。その対応としては、就職希望の生徒が全員、今後希望する職につくことができますように、引き続き関係機関との連携を図りながら、学校からの就職支援に取り組んでいきたいと考えております。

○**漆原小中学校人事課長** 4月から中学校1年生、35人以下学級の対象校ですが、今現在ですけれども、39校39学級が対象となっております。

○**工藤勝博委員** 追加で。先ほど小西委員から給食の話がありましたけれども、それぞれ24市町村に測定器が入っていると。当然測定はなされていると思います。安心・安全の数値がわかれば、保護者の皆さんも大丈夫だなという思いがすると思いますけれども、測定した数値を知らせる手段はどのような形でなされているのか、お聞きしたいと思います。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 放射線量の測定数値についてですが、県のほうで一括いたしましたして、ホームページ上の掲載ということで考えてございます。市町村は市町村でまたお考えがあるかと思えます。

○**工藤勝博委員** それぞれの保護者の皆さんとすれば、自分たちの学校、あるいは給食センターでこういう数値が出たというのを即知りたいと思うのです。それがわかれば安心だろうと思いますし、特に給食に県産食材を使っただくというのも前からうたっていると思いますけれども、県産の食材が当然暫定基準値以上のものが出ているわけではないのですけれども、それでも不安があると。先ほど小西委員がゼロに近いほうがいいと。言われれば当然そうなのかもしれないのですけれども、その辺の周知の徹底というのが一番こ



れから一番大事ではないかなという思いもします。ホームページでもいいし、それぞれあるのですけれども、ある一部の皆さんがこれこれだから不安だとあおるような、そういうのでは、瓦れきの処理と同じで、広域処理をゼロでなければ受けられないという、何かそれと似たような、裏返しすれば、そういう感じがするのです。せっかく県産の食材を、生産者の立場にすれば、そんな基準値以上の場所ではつくっていないと思っていますし、安全なものを提供しているわけですので、その辺の周知の徹底を図っていただきたいと思っています。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の審査でございますが、総務委員会の審査状況を確認いたしますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

ただいま確認いたしましたところ、間もなく終了するということでございますので、暫時休憩いたしますが、そのまましばらくお待ちいただきたいと思っております。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第 52 号認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、議案第 52 号認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

お手元の議案（その 2）の 105 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法でございますが、この法律によりまして、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、本年 4 月 1 日に施行されたことから所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容でございますが、条例の題名を認定こども園の認定の基準を定める条例から、認定こども園の認定の要件を定める条例に改め、法改正に伴う引用条項の

整理を行うほか、従来法律で規定されていた認定こども園である旨の表示の義務を条例に規定しようとするものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、本年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今回の一部改正は字句上の改正と。ただ、基準を要件に改めるというのはどういう本質的な内容があるのか。全くこれは字句上の問題でしょうか、中身の変更があるのでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 今回法律の改正に基づきまして手続を踏ませていただくわけでございますが、内容についての変更は全くございません。

○斉藤信委員 認定こども園の今の県内の状況をお知らせください。それで、幼稚園型、保育園型、その他あると思うけれども、その類型もわかれば示してください。

○鈴木私学・情報公開課長 本県におきます認定こども園の認定状況についてでございますけれども、現在19の認定こども園を認定してございます。それで、内訳でございますけれども、幼稚園型が4、保育所型が3、幼保連携型が12という内訳になってございます。現在、新規の相談も2件ほど来ておりますので、そういった対応を現在しているところでございます。

○斉藤信委員 当初は、たしか補助要件がそれぞれ違いましたね。保育園型の場合には保育所基準なのだけれども、幼稚園型の場合は幼稚園が主体になって、いわば保育もする場合には保育所と同じような補助はなかったと思うのだけれども、どうですか、違いますか。

○鈴木私学・情報公開課長 認定こども園に対します補助でございますけれども、整備費等につきましては、安心こども基金のほうで幼稚園整備等の支援をしてございますし、あと現状では運営費補助ということで、私学といたしましては幼稚園のほうの運営費に補助をしているという状況でございます。

○斉藤信委員 認定こども園というのは、だからそういう意味でいけば、大変中途半端な、きちんとしたものではなくて、幼稚園が保育をやる場合のメリットって余りないと私は思う。補助金から見ればね。それで、今政府のほうは総合こども園、これはまたどういふものなのですか。認定こども園と総合こども園というのはどう違うのか、そこをわかりやすく示してください。

○鈴木私学・情報公開課長 現在子ども・子育て新システムということで、幼保一体化も含めて議論されているところでございますけれども、総合こども園という施設を今後新システムの中で県が認定していくというような原案でございます。その原案の中で、総合こども園として想定しておりますのが、幼保連携型の今の認定こども園が総合こども園のイメージというような説明を受けているところでございます。

○斉藤信委員 余り理念、哲学のない発想で、子ども手当はついに児童手当になってしま

うという話で、いかがなものか。これから将来の子供対策という点は、まさに国家の戦略的課題だと思うけれども、民主党政権で右往左往して、結局自民党政治に戻ってしまったというのが現状ではないか。やっぱりせめて10年、20年のスパンで、短くてもですよ、そういうことで考えないと、1年、2年たったら制度が変わった、中身が変わった、これではとても安心して子供を育てられないのではないか。認定こども園が現在19園ということになっていますが、このことによって何か改善されたことがあるのか、よくなったことはありますか。

○鈴木私学・情報公開課長 認定こども園の制度に移行しましてから、幼稚園から直接お話を伺いましたり、あるいはアンケート調査を国のほうでもやっておりますけれども、この制度については両方から評価されているという認識でおります。

○福井せいじ委員 今評価されていると言われたのですけれども、どういう点が評価されているのでしょうかね。

○鈴木私学・情報公開課長 認定こども園の制度におきましては、保護者の多様なニーズということで、保育所に預けたいのだけれどもというニーズ、あるいは幼稚園に預けたいというふうなニーズ、双方にこたえられるようなものが認定こども園の仕組みでございますので、そういった点が評価されていると認識しております。

○福井せいじ委員 というと、保育所にあずける方にとっても幼児教育が受けられるという意味でしょうか、それは。

○鈴木私学・情報公開課長 舌足らずのところがありますけれども、そういう意味でございます。

○福井せいじ委員 今斉藤委員のほうから総合こども園という話が出たので、関連でここで聞いて答えられるかどうかわからないのですけれども、待機児童の問題は一番大きな問題なのです。ゼロ歳から2歳までの間なのですけれども、今回の総合こども園は、その対策が不十分だと思うのですよ。そういった意味では、待機児童の根本的、抜本的な解決にはならない制度になっているのではないかと私は思うのですが、ここで答えられるかどうか。答えられないですか。私見でもいいですよ。

○鈴木私学・情報公開課長 今御指摘いただきましたような新制度に対する意見が各方面から出ているということは承知しております。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 1点だけ。先ほど教育委員会でも聞きましたが、いわての学び希望基金、高校生にも教科書代、制服、修学旅行援助をやるということで、全体で2,400名と聞きましたが、私立高校の場合、これとは別枠での数なのか。私立高校生も入って2,400名という数なのか教えてください。

それと、修学旅行は8万5,000円上限ということでしたが、これは私学も同じ基準ということになるのでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 いわての学び希望基金の教科書購入費等の給付事業ということでございますけれども、私学分につきましては、私学のほうの予算ということで10款9項1目の私立学校費の中で予算措置をさせていただいておるところでございます。金額につきましては約600万円の予算を確保してございます。

あと、修学旅行の経費につきましては、各学校で幅がございますけれども、いずれ全額見るような形で見ております。

○斉藤信委員 全額見るの。では県教委と違うね。それと対象生徒数はわかりますか。

○鈴木私学・情報公開課長 対象生徒につきましては、図書購入費については92人、あと制服代等については、各学年といたしますか、30人程度を見込んでいるということでございます。

〔「全額」「定額ね」と呼ぶ者あり〕

○鈴木私学・情報公開課長 修学旅行は全額。私立については全額という。

○斉藤信委員 ああ、そう。

〔「上限なく」と呼ぶ者あり〕

○鈴木私学・情報公開課長 金額については学校で幅があるということで、定額で切ったことによって行けない人が出るということでは問題があるのではないかとということで、現状では。

○熊谷泉委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開します。

ほかになければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆さん、御苦勞さまでした。退席されて結構です。ありがとうございます。

委員の皆様には相談がありますので、しばらくお待ちください。

次に、次回の委員会運営についてお諮りをいたします。次回4月に予定しております閉

会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目については、三陸沿岸域における海洋再生可能エネルギーの導入と利活用についてとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。これを4月の委員会には予定をしております。

○熊谷泉委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開します。

先ほど申し上げた調査項目について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。詳細については当職に御一任願います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なお、今回継続審査及び調査と決定した各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことといたしますので御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会いたします。